

傷病手当金の支給対象となる方(フローチャート)

下記のフローチャートで支給対象かどうか確認ができます。

令和2年1月1日から令和3年9月30日まで、御嵩町国民健康保険または岐阜県後期高齢者医療保険に加入していた期間がありますか？



いいえ

対象外

※加入している(いた)健康保険にお問い合わせください。



はい

上記の医療保険加入期間中、勤務先から給与等の支払いを受けていた(被用者だった)期間がありますか？



いいえ

対象外

※傷病手当金は勤務先から給与等を支払われている方(被用者)の方が対象となります。



はい

そのうち、新型コロナウイルス感染症に感染若しくは発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日間(待機期間)、仕事をお休みしていた(現在も休んでいる)が期間ありましたか？



いいえ

対象外

※連続した3日間(待機期間)の後の4日目以降が支給の対象となります。



はい

待機期間後、4日目以降のお休みの期間で無給または減給扱いとなる休暇となった日はありましたか。



いいえ

対象外

※有給休暇などで給与等の支払いを受けている場合は支給対象外となります。



はい

傷病手当金の支給対象の可能性ががあります。

事前に 御嵩町役場 保険長寿課 国保年金係 へご連絡ください。

電話:0574-67-2111(内線 2111・2112・2113)